

【令和5年度版】

福岡市指定障がい児支援事業者(児童福祉法)自己点検票 【放課後等デイサービス】

点検年月日		
事業所名		
記入担当者	職名	
	氏名	

記入にあたって

本票は、各事業所において指定障がい児支援事業に係る指定基準を満たしているかを確認するための点検票です。

① 「点検結果」の記入について

下記の分類により、該当する欄（口内）に赤字でチェックを入れてください。

「適」・・・ 事項の内容を満たしている(行っている)。

「否」・・・ 事項の内容を満たしていない(例:児童指導員の員数が少ない等)。

点検事項に該当する項目がない場合は、該当する欄（口内）に赤字で斜線を入れてください。

② 作成後の活用について

年に1回程度は、本票で自己点検を行い、その結果を踏まえ必要な是正等を行い、適正な事業運営に努めてください。

なお、福岡市が事業所実地検査等を行う際には、資料としてご提出をお願いします。

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
第1 基本方針				
	(1) 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。 【法第21条の5の18】 【平24厚令15第3条第2項】	□	□	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障がい福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 【平24厚令15第3条第3項】	□	□	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録 ・連携に努めていることが分かる書類
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 【平24厚令15第3条第4項】	□	□	・運営規程 ・研修計画、研修実施記録 ・虐待防止関係書類 ・体制の整備をしていることが分かる書類
	(4) 指定放課後等デイサービスの事業は、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。 【平24厚令15第65条】	□	□	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
第2 人員に関する基準				
1 従業員の員数 2 児童発達支援管理責任者	(1) 必要員数の確保 指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障がい児の数が10までのもの 2以上 ロ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上 ※特に次の点に留意するものとする。 ① 児童指導員又は保育士 「提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる」とは、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。 (例) 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2人が必要となる。また、ここでいう「障がい児の数」は、指定放課後等デイサービスの単位ごとの障がい児の数をいうものであり、障がい児の数は実利用者の数をいうものである。 令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業所については、令和5年3月31日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、第2の1(1)一の員数に加えることが可 ② 児童発達支援管理責任者 児童発達支援管理責任者は、障がい児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から、適切な方法により、通所給付決定保護者及び障がい児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定放課後等デイサービス事業所ごとに置くこととしたものである。 【法第21条の5の19第1項】 【平24厚令15第66条第1項、第4項】 【解釈通知 平24障発0330第12号】	□	□	・職員名簿 ・勤務実績表 ・勤務体制一覧表 ・出勤簿（タイムカード） ・利用者数に関する書類（実績表等） ・従業員の資格証 ・雇用契約書 ・経験年数を証明する書類

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p>(主眼事項及び着眼点) 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス</p> <p>(2) 機能訓練担当職員の配置 (1)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）が置かれているか。（この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。）</p> <p>【平24厚令15第66条第2項】 【平24厚令15第66条第3項】 【平24厚令15第66条第4項】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・勤務実績表 ・勤務体制一覧表 ・出勤簿（タイムカード） ・利用者数に関する書類（実績表等） ・従業員の資格証 ・雇用契約書 ・経歴年数を証明する書類
	<p>(3) 看護職員の配置 (1)に掲げる従業者のほか、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には、看護職員が置かれているか。（この場合において、当該看護職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該看護職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、医療的ケア時の基本報酬、医療連携体制加算により配置する看護職員を含めることはできない。）※ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>① 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>② 当該事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>③ 当該事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>【平24厚令15第66条第2項】 【平24厚令15第66条第3項】 【平24厚令15第66条第4項】</p>	□	□	
	<p>(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、機能訓練を行わない時間帯については、④の機能訓練担当職員を置かないことができる。）</p> <p>① 嘱託医 1 以上 ② 看護職員 1 以上 ③ 児童指導員又は保育士 1 以上 ④ 機能訓練担当職員 1 以上 ⑤ 児童発達支援管理責任者 1 以上</p> <p>【平24厚令15第66条第4項】</p>	□	□	
	<p>(5) (1)の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>【平24厚令15第66条第6項】</p>	□	□	
	<p>(6) (2)及び(3)までの規定により機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合における(1)の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。</p> <p>【平24厚令15第66条第7項】</p>	□	□	
	<p>(7) (1)に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p> <p>※ 児童発達支援管理責任者と他の職務との兼務について 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。このため、児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>【平24厚令15第66条第8項】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>	□	□	
3 管理者	<p>専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>※当該事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>【平24厚令15第67条】 【平24厚令15第7条準用】</p>	□	□	
4 従たる事業所を設置する場合における特例	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所のうち主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができるが、従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者になっているか。</p> <p>【平24厚令15第67条】 【平24厚令15第8条準用】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
第3 設備に関する基準				
1 設備	<p>(1) 指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。 ※多機能型事業所に関する特例 多機能型事業所の設備については、当該各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。(解釈通知第八の2) 【法第21条の5の19第2項】 【平24厚令15第68条第1項】</p> <p>(2) (1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。 【平24厚令15第68条第2項】</p> <p>(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専らサービスの事業の用に供するものとなっているか。 ※障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 【平24厚令15第68条第3項】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
第4 運営に関する基準				
1 利用定員	<p>利用定員は10人以上となっているか。ただし、主として重症心身障がい児を通わせる事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。 【法第21条の5の19第2項】 【平24厚令15第69条】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・利用者数がわかる書類(利用者名簿等)
2 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 通所給付決定保護者がサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第12条第1項準用】</p> <p>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定(利用契約の成立時の書面の交付)に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第12条第2項準用】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・利用契約書(保護者の署名捺印) ・重要事項説明書 ・同意に係る書類 ・その他保護者に交付した書面
3 契約支給量の報告等	<p>(1) サービスを提供するときは、当該サービスの内容、通所給付決定保護者に提供することを契約したサービスの量(契約支給量)その他の必要な事項(通所受給者証記載事項)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 ※契約支給量等の受給者証への記載 事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事項を記載すること。 ・事業者及び事業所の名称 ・サービスの内容 ・契約支給量(月当たりのサービスの提供量) ・契約日 等 なお、当該契約に係るサービスの提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供したサービスの量を記載すること。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第13条第1項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第13条第2項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p> <p>(3) サービスの利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第13条第3項準用】</p> <p>(4) 通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)までに準じて取り扱っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第13条第4項準用】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証の写し ・市への報告(契約内容報告書)の控え ・国保連請求システム契約情報の入力

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
4 提供拒否の禁止	<p>正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>※提供拒否の禁止（基準第14条） 指定放課後等デイサービス事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障がいの程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。</p> <p>【提供を拒むことができる正当な理由がある場合】</p> <p>① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該事業所が提供するサービスの主たる対象とする障がいの種類が異なる場合、その他障がい児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 等</p> <p>* 支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障がいの程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たらない。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第14条準用】</p>	□	□	・ 利用申込受付簿 ・ 適宜必要と認める資料
5 連絡調整に対する協力	<p>指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>※連絡調整に対する協力（基準第15条） 指定放課後等デイサービス事業者は、市町村又は障がい児相談支援事業者が行う障がい児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定通所支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第15条準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>	□	□	・ 市等の連絡調整に関する記録 ・ 適宜必要と認める資料
6 サービス提供困難時の対応	<p>事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第16条準用】</p>	□	□	・ 利用申込受付簿 ・ 紹介等の記録 ・ 適宜必要と認める資料
7 受給資格の確認	<p>指定放課後等デイサービス事業所は、サービスの提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第17条準用】</p>	□	□	・ 受給者証の写し
8 障がい児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障がい児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第18条第1項準用】</p>	□	□	・ 利用申込付簿 ・ 援助等の記録 ・ 適宜必要と認める資料
	<p>(2) 指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障がい児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第18条第2項準用】</p>	□	□	
9 心身の状況等の把握	<p>サービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第19条準用】</p>	□	□	・ アセスメント記録 ・ ケース記録
10 指定障がい児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) サービスの提供に当たっては、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第20条第1項準用】</p>	□	□	・ 個別支援計画 ・ ケース記録
	<p>(2) サービスの提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第20条第2項準用】</p>	□	□	・ 個別支援計画 ・ ケース記録

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
11 サービス提供の記録	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>※サービスの提供の記録（基準第21条） 基準第21条第1項は、通所給付決定保護者及び指定放課後等デイサービス事業者が、その時点での指定放課後等デイサービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第21条第1項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>	□	□	・サービス提供の記録
	<p>(2) (1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者からサービスを提供したことについて確認を受けているか。</p> <p>※サービスの提供の記録（基準第21条） 基準第21条第2項は、前項の指定放課後等デイサービスの提供の記録について、指定放課後等デイサービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、通所給付決定保護者からの確認を得なければならないこととしたものである。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第21条第2項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>	□	□	
12 指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) サービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第22条第1項準用】</p>	□	□	・運営規程 ・領収証の控え ・適宜必要と認める資料
	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。 ※ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。) 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第22条第2項準用】</p>	□	□	・説明書類 ・同意に係る書類 ・適宜必要と認める資料
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 【平24厚令15第70条第1項】</p>	□	□	・利用者負担額請求書 ・領収証の控え ・同意に係る書類等 ・重要事項説明書
	<p>(2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該サービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。 【平24厚令15第70条第2項】</p>	□	□	
	<p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払いを通所給付決定保護者から受けているか。 ※「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」の具体的な範囲については、「「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」によるものとする。 【平24厚令15第70条第3項】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>	□	□	

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
	(4) (1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 【平24厚令15第70条第4項】	□	□	
	(5) (3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。 【平24厚令15第70条第5項】	□	□	
14 通所利用者負担額に係る管理	通所給付決定に係る障がい児が同一の月に他の指定障がい児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該サービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該サービス及び当該他の通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の通所支援を提供した事業者等に通知しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第24条準用】	□	□	・利用者負担額合計額の算定書類 ・市に対する報告の控え ・利用者及び他の指定障がい福祉サービス事業者等に対する通知の控え ・適宜必要と認める資料
15 障がい児通所給付費の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により当該サービスに係る障がい児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障がい児通所給付費の額を通知しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第25条第1項準用】	□	□	・支給決定保護者に対する通知の控え
	(2) 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第25条第2項準用】	□	□	・サービス提供証明書の控え
16 指定放課後等デイサービスの取扱方針	(1) 事業者は、放課後等デイサービス計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、当該障がい児の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 ※放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもでもあるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画(=個別支援計画)に沿って発達支援を行う。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第26条第1項準用】 【放課後等デイサービスガイドライン 平成27障発0401第2号】	□	□	・個別支援計画 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・適宜必要と認める資料
	(2) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 ※支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第26条第2項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】	□	□	・説明書類 ・適宜必要と認める資料
	(3) 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ※事業者は、自らその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならない。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第26条第3項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】	□	□	・評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録 ・適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3)の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障がい児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。</p> <p>一 障がい児や保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 障がい児や保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p style="text-align: right;">【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第26条第4項準用】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録 ・適宜必要と認める資料
	<p>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第26条第5項準用】</p>	□	□	
17 放課後等デイサービス計画の作成等	<p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第1項準用】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画 ・児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、当該障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第2項準用】</p>	□	□	
	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接を行っているか。この場合において、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第3項準用】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントを実施したことが分かる記録 ・面接記録
	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの具体的内容、サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第4項準用】</p>	□	□	
	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障がい児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>※会議はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第5項準用】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議の記録録
	<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第6項準用】</p>	□	□	

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
	(7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第7項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・保護者に交付した記録 ・個別支援計画（保護者の署名捺印）
	(8) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。以後「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第8項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第9項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・モニタリング記録 ・面接記録
	(10) 放課後等デイサービス計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第10項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・(2)から(7)に掲げる確認資料
18 児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、17 放課後等デイサービス計画の作成等に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一 19に規定する相談及び援助を行うこと。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第28条準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等） ・他の従事者に指導及び助言した記録
19 相談及び援助	事業者は、常に障がい児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第29条準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・相談等の記録 ・適宜必要と認める資料
20 指導、訓練等	(1) 事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第30条第1項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等
	(2) 事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第30条第2項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第30条第3項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第30条第4項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 事業者は、障がい児に対して、通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第30条第5項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
21 社会生活上の便宜の供与等	(1) 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。 ※事業者は画一的な支援を行うのではなく、障がい児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第32条第1項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備に関する記録 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・適宜必要と認める資料
	(2) 事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。 ※事業者は障がい児の家族に対し、当該事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障がい児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第32条第2項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22 緊急時等の対応	事業所の従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第34条準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル ・ケース記録 ・事故等の対応記録
23 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	事業者は、通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第35条準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・市への通知の控え ・適宜必要と認める資料
24 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第36条第1項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図 ・業務分担票 ・職員会議録 ・適宜必要と認める資料
	(2) 管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第36条第2項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 十二 その他運営に関する重要事項 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第37条準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程
26 勤務体制の確保等	(1) 障がい児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 ※指定放課後等デイサービス事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第38条第1項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務表

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	(主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス		適	否	
	(2) 事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業員によってサービスを提供しているか。 ※障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第38条第2項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・勤務形態一覧表 ・雇用契約書 ・委託契約書 ・雇用形態が分かる書類	
	(3) 事業者は、従業員の資質向上のための研修の機会を確保しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第38条第3項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・研修計画 ・研修実施記録等	
	(4) 事業者は、適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※ 事業者が講ずべき措置の具体的内容 ① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 ② 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。 ※令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第38条第4項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就労環境が害されることを防止するための方針がわかる書類	
27 業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照のこと。 ※ 令和6年3月31日までは努力義務 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第38条の2第1項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和6年3月31日までは努力義務	
	(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 ※研修は、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また研修の実施内容についても記録すること。 ※訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、定期的(年1回以上)に実施するものとする。 ※ 令和6年3月31日までは経過措置(準備期間) 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第38条の2第2項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・実施書 実る
	(3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※ 令和6年3月31日までは経過措置(準備期間) 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第38条の2第3項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・直が 見と

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
28 定員の遵守	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。 ※災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>※障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供に支障が生じることのないよう、原則として、指定放課後等デイサービス事業所が定める利用定員を超えた障がい児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障がい児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障がい児を当該指定放課後等デイサービス事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能としたもの。</p> <p>① 1日当たりの障がい児の数 ア 利用定員50人以下の場合 1日の障がい児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員51人以上の場合 1日の障がい児の数が、利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に、100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。 ②過去3月間の障がい児の数 直近の過去3月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。 *障がい児の数には、法第21条の6の規定により措置している障害児の数を含む。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第39条準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等） ・業務日誌等
29 非常災害対策	<p>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。 ※非常災害対策（基準第40条） 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならない。</p> <p>① 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」 消防法その他法令等に規定された設備 ② 「非常災害に関する具体的計画」 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に定められる者に行わせるものとする。 ③ 「関係機関への通報及び連絡体制の整備」 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるとしたものである。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第40条第1項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等設置届出書 ・消防用設備点検の記録 ・消防計画（消防計画に準じる計画） ・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・通報・連絡体制

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
	(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第40条第2項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) (2)に定める訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 ※指定放課後等デイサービス事業者が(2)規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。こと。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第40条第3項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・避難訓練等の記録
30 安全計画の策定等 ※令和5年度から義務化	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定放課後等デイサービス事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定放課後等デイサービス事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第40条の2第1項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・安全計画に関する書類
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的実施しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第40条の2第2項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第40条の2第3項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・保護者に周知したことが分かる書類
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第40条の2第4項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・安全計画に関する書類
31 衛生管理等	(1) 障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 ※指定放課後等デイサービス事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。 ※指定放課後等デイサービス事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 ※インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。 ※空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第41条第1項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・衛生管理に関する書類(衛生管理マニュアル、設備・備品台帳、保健所との連携に関する記録等)

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催(おおむね3月に1回以上開催)するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。(研修、訓練とも年2回以上実施、また、研修については新規採用時には必ず実施すること) ※令和6年4月1日までは努力義務</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第41条第2項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・衛生管理に関する書類(衛生管理マニュアル、設備・備品台帳、保健所との連携に関する記録等) ※令和6年4月1日までは努力義務</p>
32 協力医療機関	<p>障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第42条準用】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・契約書等 ・適宜必要と認める資料</p>
33 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定放課後等デイサービス事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定放課後等デイサービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第43条第1項準用】 【平24厚令15第43条第2項準用】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・掲示物又は備え付け閲覧物</p>

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
34 身体拘束等の禁止 ※令和4年度から義務化 ※令和5年度から未実施 減算あり	(1) サービスの提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第44条第1項準用】	□	□	・個別支援計画 ・身体拘束等に関する書類
	(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第44条第2項準用】	□	□	・身体拘束等に関する書類(必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)
	(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的(1年に1回以上)に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること。 ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(1年に1回以上)に実施すること。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第44条第3項準用】	□	□	・委員会議事録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・研修を実施したことが分かる書類
35 虐待等の禁止	(1) 従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第45条第1項準用】	□	□	・個別支援計画 ・ケース記録 ・業務日誌 ・虐待防止関係書類(研修記録、虐待防止マニュアル等)
	(2) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的(少なくとも1年に1回)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(1年に1回以上)に実施すること。 ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ ①の虐待防止委員会は、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること ※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 ※ ②については、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 ※ ③の担当者については、児童発達支援管理責任者等を配置すること。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第45条第2項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】	□	□	・委員会議事録 ・従業者に周知したことが分かる書類 ・研修を実施したことが分かる書類
36 秘密保持等	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第47条第1項準用】	□	□	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第47条第2項準用】	□	□	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ・その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	(主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス		適	否	
	<p>(3) 指定障がい児入所施設等、指定障がい福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障がい児又はその家族に関する情報を提供の際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>※従業者が障がい児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障がい福祉サービス事業者と共有するためには、あらかじめ、文書により同意を得る必要があることを規定したもの。</p> <p>※この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第47条第3項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>		□	□	・個人情報同意書
37 情報の提供等	<p>(1) サービスを利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第48条第1項準用】</p>		□	□	・情報提供を行ったことが分かる書類 (パンフレット等)
	<p>(2) 事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第48条第2項準用】</p>		□	□	・事業者のHP画面、パンフレット
38 利益供与等の禁止	<p>(1) 障がい児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（以下「障がい児相談支援事業者等」という。）、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第49条第1項準用】</p>		□	□	・就業時の取り決め等 ・紹介等に関する記録等
	<p>(2) 障がい児相談支援事業者等、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第49条第2項準用】</p>		□	□	
39 苦情解決	<p>(1) その提供したサービスに関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの指定放課後等デイサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。</p> <p>当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第50条第1項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>		□	□	・苦情受付簿 ・苦情相談体制図 ・重要事項説明書 ・契約書 ・掲示物 ・パンフレット
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>※苦情に対し事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの。</p> <p>事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきもの。</p> <p>【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第50条第2項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】</p>		□	□	・苦情対応記録 ・苦情対応マニュアル

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
	(3) その提供したサービスに関し、市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して市長等が行う調査に協力するとともに、市長等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第50条第3項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(4) 市長等からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市長等に報告しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第50条第4項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市への報告書
	(5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第50条第5項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
40 地域との連携等	(1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第51条第1項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・適宜必要と認める資料
41 事故発生時の対応	(1) 障がい児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。 事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。 事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」が示されているので、参考にされたい。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第52条第1項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル等 ・事故等発生状況報告書
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第52条第2項準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事故の対応記録 ・ヒヤリハット記録
	(3) 障がい児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第52条第3項準用】 【解釈通知 平24障発0330第12号】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・再発防止の検討記録 ・損害賠償に関する記録(賠償責任保険書類等)
42 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第53条準用】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・会計関係書類(収支予算書・決算書等)

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
43 記録の整備	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第54条第1項準用】</p> <p>(2) 障がい児に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 一 サービス提供の記録(省令第21条第1項) 二 放課後等デイサービス計画 三 利用者に関する市町村への通知に係る記録(省令第35条) 四 身体拘束等の記録(省令第44条第2項) 五 苦情の内容等の記録(省令第50条第2項) 六 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録(省令第52条第2項) 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第54条第2項準用】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> 職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 放課後等デイサービスの提供に関する記録 放課後等デイサービス計画 市への通知に係る記録 身体拘束等の記録 苦情の内容等に関する記録 事故に関する記録
44 電磁的記録等	<p>(1) 指定障がい児通所支援事業所等及びその従業者は、作成、保存、その他これらに類するものうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、副本、複本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(3の(1)の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定する者を除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができているか。 【平24厚令15第83条第1項】</p> <p>(2) 指定障がい児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付物」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。 【平24厚令15第83条第2項】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> 電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料
第5 共生型障がい児通所支援に関する基準				
1 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者の基準	<p>放課後等デイサービスに係る共生型通所支援(共生型放課後等デイサービスの)の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 二 共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 【平24厚令15第71条の2】 【平24厚令15第54条の2準用】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等) 適宜必要と認める資料
2 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者等の基準	<p>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(指定通所介護事業者等)が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所(指定通所介護事業所等)の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護(指定通所介護等)の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。 三 共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 【平24厚令15第71条の2】 【平24厚令15第54条の3準用】 【平11厚令37】 【平18厚令34】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> 平面図 【目視】利用者数が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等) 適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類								
		適	否									
3 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<p>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等）にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては、12人）までの範囲とすること。</p> <table border="1"> <tr> <td>（登録定員）</td> <td>（利用定員）</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </table> <p>三 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>四 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>五 共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>【平24厚令15第71条の2】 【平24厚令15第54条の4準用】 【平18厚令34】 【平18厚令36】 【平18厚令171】 【平24厚令15第72条の2】</p>	（登録定員）	（利用定員）	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数が分かる書類
（登録定員）	（利用定員）											
26人又は27人	16人											
28人	17人											
29人	18人											
4 準用	<p>（平成24年厚生労働省令第15号第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4条まで、第65条及び第70条の規定を準用）</p> <p>【平24厚令15の第71条の2】</p>	□	□									
5 電磁的記録等	<p>指定障がい児通所支援事業所等及びその従業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定する者を除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。</p> <p>【平24厚令15第83条第1項】</p>	□	□	・電磁的記録簿冊								
	<p>（2）指定障がい児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法によることができるか。</p> <p>【平24厚令15第83条第2項】</p>	□	□	・適宜必要と認める資料								

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	(主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス		適	否	
第6 多機能型事業所に関する特例					
1 従業者の員数に関する特例	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者が多機能型事業所（平成24年厚労省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（3）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 児童指導員又は保育士 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <p>イ 障がい児の数が10までのもの 2以上 ロ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>二 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>【平24厚令15第80条第1項】 （第66条第1項適用）</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 	
	<p>(2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員をおかないことができる。</p> <p>① 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合 ② 当該事業所が登録喀痰吸引事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 ③ 当該事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>【平24厚令15第80条第1項】 （第66条第2項、第4項適用）</p>	□	□		
	<p>(3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（機能訓練担当職員等）をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>【平24厚令15第80条第1項】 （第66条第3項適用）</p>	□	□		
	<p>(4) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚労省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第2の1の（4）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>【平24厚令15第80条第2項】</p>	□	□		
2 設備に関する特例	<p>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p> <p>【平24厚令15第81条】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・設備、備品台帳 【目視】 	

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
3 利用定員に関する特例	(1) 多機能型事業所(平成24年厚労省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 【平24厚令15第82条第1項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・利用者数がかかる書類
	(2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(平成24年厚労省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第4の1の規定にかかわらず、指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。 【平24厚令15第82条第2項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。 【平24厚令15第82条第3項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) (2)の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障がい者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。 【平24厚令15第82条第4項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(基準省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、(2)において「20人」とあるのは、「10人」とする。 【平24厚令15第82条第5項】 【平24厚告232】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 電磁的記録等	(1) 指定障がい児通所支援事業所等及びその従業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定する者を除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができているか。 【平24厚令15第83条第1項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・電磁的記録簿冊
	(2) 指定障がい児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法により行うことができているか。 【平24厚令15第83条第2項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・適宜必要と認める資料

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
第8 変更の届出等				
	(1) 指定に係る事項に変更があったとき、又は休止した当該指定放課後等デイサービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 〈届出先〉 福岡市こども発達支援課 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者指名・住所 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（指定事業に限る） ④事業所の平面図 ⑤事業所の管理者・児童発達支援管理責任者の氏名、経歴、住所 ⑥運営規程 ⑦障がい児通所給付費の請求に関する事項 ⑧事業を再開したとき 【法第21条の5の20第3項】 【施行規則第18条の35第1～3項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・変更届出書等の控え ・指定放課後等デイサービス再開届の控え
	(2) 事業を廃止・休止しようとするときは、廃止・休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 【法第21条の5の20第4項】 【施行規則第18条の35第4項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・指定放課後等デイサービス廃止・休止届の控え
第9 障がい児通所給付費の算定及び取扱い				
1 基本事項	(1) 放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成24年厚労省告示第122号の別表「障がい児通所給付費単位数表」第3により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 【平24 厚告122 の一】 【平24厚告128】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の規定により、放課後等デイサービスに要する費用を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 【平24 厚告122 の二】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類	
		適	否		
2 放課後等デイサービス給付費(授業終了後に行う場合)	<p>(1) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合(共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。)及び重症心身障がい児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合については、学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障がい児(就学児)に対し、授業終了後に指定放課後等デイサービスの単位(平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定通所基準)第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位。)(障がい児(重症心身障がい児を除く。))に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合(共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。)については別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出たものに限る。)において、指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービス)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>【平24厚告122別表第3の1の注1】 【平24厚告15第66条第54項】 【平24厚告269の八】</p> <p>(1の2) 共生型放課後等デイサービス給付費を休業日に行う場合については、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た共生型放課後等デイサービスを行う事業所(共生型放課後等デイサービス事業所)において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>【平24厚告122別表第3の1の注1の2】 【平24厚告第269の八の二】</p> <p>(1の3) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)及び(Ⅱ)を授業の終了後に行う場合については、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所においてサービス(基準該当放課後等デイサービス)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>【平24厚告122別表第3の1の注1の3】 【平24厚告269の八の三】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所給付費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録票 ・個別支援計画 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・利用者に関する書類 ・適宜必要と認める報酬関係資料 	
(休業日に行う場合)	<p>(2) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合(重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合、共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。)及び重症心身障がい児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合については、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位(障がい児(重症心身障がい児を除く。))に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合(重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合、共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出たものに限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>【平24厚告122別表第3の1の注2】 【平24厚告269の八のイ及びハ】</p> <p>(2の2) 共生型放課後等デイサービス給付費を休業日に行う場合については、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>【平24厚告122別表第3の1の注2の2】 【平24厚告第269の八の二】</p> <p>(2の3) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)及び(Ⅱ)を休業日に行う場合については、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>【平24厚告122別表第3の1の注2の3】</p>	□	□		
		□	□		

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p>(3) 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(指定放課後等デイサービス等)の提供時間が30分以下のものについては、放課後等デイサービス計画(指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定放課後等デイサービス等が提供が必要であると市町村が認めた就学児に対し、サービス等を行った場合に、算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注3】 【平24厚令15第27条】 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第71条の2】 【平24厚令15第71条の6準用】</p>	□	□	
(減算が行われる場合)	<p>(4) 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障がい児の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合</p> <p>② サービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</p> <p>(一) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>(二) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>③ サービスの提供に当たって、指定通所基準第71条、第72条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注4】 【平24厚告271の三のイ、ロ】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所給付費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録票 ・個別支援計画 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・利用者に関する書類
(開所時間減算)	<p>(5) 休業日にサービスを行う場合、営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定(減算)しているか。</p> <p>① 営業時間が4時間以上6時間未満の場合(放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く) 100分の85</p> <p>② 営業時間が4時間未満の場合(放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く) 100分の70</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注5】 【平24厚告271の三のハ】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜必要と認める報酬関係資料
(身体拘束廃止未実施減算)	<p>(6) 身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>※次の①から④に掲げるいずれかに該当する場合に減算する</p> <p>① 身体拘束に係る記録が行われていない場合</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(1年に1回以上)に開催していない場合</p> <p>③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合</p> <p>④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施していない場合</p> <p>ただし、令和5年3月31日までの間は、②から④に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても減算しない。</p> <p style="text-align: right;">【平24厚告122別表第3の1の注6】</p>	□	□	

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
(児童指導員等加配加算)	<p>(7) 常時見守りが必要な就学児等への支援及び就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、給付費の算定に必要なとなる従業者の員数(専門的支援加算を算定している場合は、専門的支援加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(理学療法士等)、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(児童指導員等)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ) 障がい児(重症心身障がい児を除く)に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合</p> <p>ロ) 重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準に適合するものを加えた加配職員】</p> <p>① 理学療法士等 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 保育士 ・ 心理指導担当職員 ・ 視覚障害学科履修者等</p> <p>② 児童指導員等 ・ 児童指導員 ・ 手話通訳士 ・ 手話通訳者 ・ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者</p> <p>③ その他の従業者(上記以外の直接処遇職員)</p> <p>【平24厚告122別表第3の1の注7】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児通所給付費請求書 ・ 障がい児通所給付費明細書 ・ 利用実績記録票 ・ 個別支援計画 ・ 放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・ 利用者に関する書類 ・ 適宜必要と認める報酬関係資料
(専門的支援加算)	<p>(8) 理学療法士等(保育士を除く。以下この項において同じ。)必要な就学児に対する支援及び就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数(児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ただし、放課後等デイサービス計画を作成していない場合は、加算しない。</p> <p>【平24厚告122別表第3の1の注8】</p>	□	□	
(看護職員加配加算)	<p>(9) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、サービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>イ 看護職員加配加算(I) ロ 看護職員加配加算(II)</p> <p>【平24厚告122別表第3の1の注9】 【平24厚告269の十】</p>	□	□	

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
(共生型サービス体制強化加算)	(10) 児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た事業所において、共生型放課後等デイサービス事業を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1人以上配置した場合 181単位 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位 【平24厚告122別表第3の1の注10】	□	□	
3 家庭連携加算	事業所等に置くべき従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。 ※相談援助等の内容は記録しておく必要がある。 【平24厚告122別表第3の2の注】	□	□	
3の2 事業所内相談支援加算(Ⅰ)	事業所等において従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対し療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に3の家庭連携加算又は3の2の事業所内相談支援加算(Ⅱ)算定していないか。 ※相談援助等の内容は記録しておく必要がある。 【平24厚告122別表第3の2の注1】	□	□	
3の2 事業所内相談支援加算(Ⅱ)	事業所等において従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対し療育に係る相談援助を当該障がい児以外の就学児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に3の家庭連携加算を算定していないか。 ※相談援助等の内容は記録しておく必要がある。 【平24厚告122別表第3の2の注2】	□	□	・障がい児通所給付費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録票 ・個別支援計画 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録
4 利用者負担上限額管理加算	事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 【平24厚告122別表第3の3の注】	□	□	・利用者に関する書類 ・適宜必要と認める報酬関係資料
5 福祉専門職員配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(共生型放課後等デイサービス事業所従業者)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 【平24厚告122別表第3の4の注1】	□	□	
	(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。 【平24厚告122別表第3の4の注2】	□	□	
	(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合に算定していないか。 ① 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(児童指導員等)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。 【平24厚告122別表第3の4の注3】	□	□	

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
6 欠席時対応加算	(1) 欠席時対応加算 (I) 指定放課後等デイサービスを利用する就学児等が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。 ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う指定放課後等デイサービス事業所等において1月の利用者数が利用定員に当該月の営業日数を乗じた数の100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。 【平24 厚告122 別表第3の5の注の1】	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所給付費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録票 ・個別支援計画 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・利用者に関する書類 ・適宜必要と認める報酬関係資料
	(2) 欠席時対応加算 (II) 指定放課後等デイサービスを利用する就学児が、指定放課後等デイサービスを利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定しているか。ただし、30分以下の指定放課後等デイサービスが必要であると市町村が認めた障がい児について、給付費を請求している場合に算定していないか。 【平24 厚告122 別表第3の5の注の2】			
7 特別支援加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するサービスを行った場合に、サービスを受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(7)のイの①若しくはロの①若しくは(8)のイを算定している場合又は2の(10)のイ若しくはロを算定していない場合は、加算していないか。 ※次に該当する場合には、当該加算は算定できない。 ① 難聴児に対する、言語聴覚士による訓練。 ② ①の(三)又は(五)を算定している事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合。 ③ 児童指導員等加配加算により理学療法士等(保育士を除く。)を配置している場合 ④ 専門的支援加算により理学療法士等(5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。)を配置している場合 【平24 厚告122 別表第3の6の注】 【平24厚告269の十】 【平24厚告270の八】	□	□	
7-2 強度行動障がい児支援加算	強度の行動障がい有する就学児に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を終了した職員を配置したのとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合は、加算していないか。 【平24厚告122別表第3の6の2の注】 【平24厚告270の八の二】 【平24厚告270の八の三】	□	□	
8 個別サポート加算	(1) 個別サポート加算 (I) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合は、加算していないか。 【平24 厚告122 別表第3の7の注1】 【平24厚告270の八の四】			
	(2) 個別サポート加算 (II) 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、サービス等を行う必要があるものに対し、サービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※ 連携先機関等との支援状況等の共有は、年に1回以上行い、その記録を文書で保管しているか。(文書は、連携先機関等又は事業所が作成した文書で、事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであること。)ならない。 ※ 放課後等デイサービス計画に具体的に記載していること。 ※ 通所給付決定保護者の同意を得ていること。 【平24 厚告122 別表第3の7の注2】			

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
9 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(I) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※医療的ケア区分が1～3に該当する障がい児、若しくは重症心身障がい児に対しサービスを行う場合は算定しない。 【平24 厚告122 別表第3の8の注1】	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所給付費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録票 ・個別支援計画 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・利用者に関する書類 ・適宜必要と認める報酬関係資料
	(2) 医療連携体制加算(II) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※医療的ケア区分が1～3に該当する障がい児、若しくは重症心身障がい児に対しサービスを行う場合は算定しない。 【平24 厚告122 別表第3の8の注2】	□	□	
	(3) 医療連携体制加算(III) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※医療的ケア区分が1～3に該当する障がい児、若しくは重症心身障がい児に対しサービスを行う場合は算定しない。 【平24 厚告122 別表第3の8の注3】	□	□	
	(4) 医療連携体制加算(IV) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※医療連携加算I、II、IIIを算定している場合、又は医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合、若しくは重症心身障がい児に対しサービスを行う場合は算定しない。 ※スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している事業所等にあつては、医療連携体制加算ではなく医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定することを原則とする。 【平24 厚告122 別表第3の8の注4】	□	□	
	(5) 医療連携体制加算(V) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※医療連携加算IIIを算定している場合、又は医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合、若しくは重症心身障がい児に対しサービスを行う場合は算定しない。 ※スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している事業所等にあつては、医療連携体制加算ではなく医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定することを原則とする。 【平24 厚告122 別表第3の8の注5】	□	□	
	(6) 医療連携体制加算(VI) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合、若しくは重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合は算定しない。 【平24 厚告122 別表第3の8の注6】	□	□	
	(7) 医療連携体制加算(VII) 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※医療連携体制加算IからVまでのいずれか又は、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合、若しくは重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合は算定しない。 【平24 厚告122 別表第3の8の注7】	□	□	

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
10 送迎加算	(1) 障がい児（重症心身障がい児を除く。）に対して行う場合 居宅等又は当該就学児が通学している学校と事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 【平24 厚告122 別表第3の9の注1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所給付費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録票 ・個別支援計画 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・利用者に関する書類 ・適宜必要と認める報酬関係資料
	(1の2) (1) 及び医療的ケア区分に応じた基本報酬をする事業所 (1) 及び医療的ケア区分に応じた基本報酬をする事業所において、当該事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 【平24厚告122別表第3の9の注1の2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 重症心身障がい児に対して行う場合 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、就学児（重症心身障がい児に限る）に対して、居宅等又は当該就学児が通学している学校と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 【平24厚告122別表第3の9の注2】 【平24厚告269の十一の二】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 同一敷地内の送迎 事業所等において行われるサービス等の提供に当たって、事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障がい児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 【平24厚告122別表第3の9の注3】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 延長支援加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づきサービスを行った場合に、当該サービス等を受けた就学児に対し、就学児の障がい種別に応じ、サービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 【平24 厚告122 別表第3の10の注】 【平24 厚告269 十二】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11の2 関係機関連携加算	(1) 関係機関連携加算(I) 就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 ※共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していない場合には算定できない。 【平24 厚告122 別表第3の10の2の注1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 関係機関連携加算(II) 就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 【平24 厚告122 別表第3の10の2の注2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11の3 保育・教育等移行支援加算	障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うこととなった障がい児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ※当該障がい児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合には算定できない。 【平24 厚告122 別表第3の10の3の注】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 (主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
12 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、就学児に対し、サービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から11の3までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から11の3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から11の3までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数</p> <p>【平24厚告122別表第3の11の注】 【平24厚告270の九】 【平24厚告270の二準用】</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所給付費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録票 ・個別支援計画 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・利用者に関する書類 ・適宜必要と認める報酬関係資料
14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、就学児に対し、サービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 2から11の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 2から11の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>【平24厚告122別表第3の13の注】 【平24厚告270十】 【平24厚告270三準用】</p>	□	□	